
研究会『日本近現代におけるフェミニズムと母性』

開催日：7月22日～24日

場 所：日仏会館（東京都渋谷区恵比寿 3-9-25 日仏会館 601 会議室）

主催：フランス外務省・国立科学研究センター 在外共同研究所 UMIFRE 19

日仏会館フランス事務所

協賛：東アジア文明研究所（CRCAO／フランス国立科学研究センター UMR 8155）

日程

7月22日（木）16時～19時（すべて日本語）

1. 望月雅和（東京大学研究員）

テーマ：日本における母性と子育て思想の論考——山川菊栄の子育て思考を契機として

要旨：日本の「母性」の思想の誕生に影響を与え、歴史的な論争の一つとなった母性保護論争（平塚らいてう、与謝野晶子、山川菊栄、山田わか による「母性」をめぐる論議）を中心に、特にラディカルな立場から議論に加わった山川菊栄を通して。

2. 塚原久美（翻訳者、金沢大学・放送大学非常勤講師）

テーマ：安田（原田）皐月の小説『獄中の女から男へ』における母性批判、1970年代のリーブの女性たちとの違い

要旨：大正期の初めにあって、胎児生命論は刑法学者、医者や一部のインテリ女性などに止まり、社会的に共通意識として定着してはいなかったとされる。1915年に『青鞥』誌上で展開された墮胎論争で、安田皐月が「胎児母体付属論から胎児生命論を否定し、墮胎罪廃止論を展開」しえたの理由とその意味を、現代の日本における胎児生命論に照らして分析する。

3. 田中須美子（なくそう戸籍と婚外子差別・交流会、元住民票続柄裁判原告&元戸籍続柄裁判原告）

テーマ：婚外子に対する住民票・戸籍続柄裁判を闘ったその思いと婚外子差別の現状

要旨：日本では婚姻届を出さずに子どもを産むと、母に対して非難が浴びせられその子どもは差別を受ける。住民票や戸籍では婚外子と一目でわかる記載がされていた。住民票も戸籍も日常的に使用され、入学や就職などで使用され差別のもとになっていた。こんなことは許されるべきではないと1988年に住民票の続柄差別記載の撤廃を求めて裁判に訴え、更に2009年11月に戸籍の続柄差別記載の撤廃を求めて裁判に訴えた。この結果、住民票は続柄差別記載が撤廃され、戸籍の続柄も不十分な形（今も圧倒的な数の婚外子は差別記載されたままとなっている）ではあるが一定改善されるに至った。

原告としてこの裁判を闘うに至ったその思いと背景、日本の婚外子差別の現状などについて報告したい。

7月23日（金）14時～18時（すべてフランス語）

サブテーマ：『青鞥』の論争を巡って

1. クリスチン・レヴィ（ポルドー大学／日仏会館研究員）

テーマ：『人形の家』のショック——日本の例

要旨：長い間『人形の家』は時代遅れの演劇とされてきた。フェミニズムは既に定着し、分かりきった主義であったのだ。しかし、フランスでは独創的でもあり、論争的になった2007年のオステイメー演出による『人形の家』上演に続き、今季（2009-2010）は5人の演出家による異なる上演が日程に上り、蘇りを見せている。

この演劇についての『青鞥』のメンバーによる分析、感想、論争を通して、メンバー自身にとっての、および当時の時代にとってのフェミニズム理解を分析する。イブセンが当時代のノルウェイでのフェミニスト運動に関わっていたことが現代、その事実が特に日本では曖昧にされていることにも触れ、『青鞥』の熱狂とためらいの混ざる理解と将来への展望を考える。

2. 太田知美（ストラスブール大学／トゥールーズ第2大学）

テーマ：恋愛に関する言説——荒木郁（1890-1943）と西崎（生田）花世（1888-1970）のテキストを視座として

要旨：平塚らいてうが翻訳し『青鞥』に1913年から1914年にかけて発表したエレン・ケイの著作は、『青鞥』の文学作品に描かれる恋愛に大きな影響を与えたと思われる。恋愛は自己表現や、女性が真の自己を修養する手段として考えられた。発表では荒木郁や西崎（生田）花世の文章を通してこの問題をさぐりたい。

3. マリオン・ソシエ（フランス国立東洋語東洋文化研究院 [INALCO] ）

テーマ：大正の新しい女とその現代性— 加藤緑、岩野清、伊藤野枝を通して

要旨：1913年の1月、『青鞥』に「新しい女」をテーマにした記事が載せられる。加藤緑、岩野清、伊藤野枝等がその記事を署名し、『青鞥』のメンバーによる女性像が現れる。当時にしてはいかにその像がラディカルであったかを分析し、現在、その革新的な勢いの何が残されたのかを問う。

4. 小沼イザベル（フランス国立東洋語東洋文化研究院 [INALCO] ）

テーマ：身体に関する女性の自己決定権—青鞥における結婚観・墮胎論争・貞操論争より

要旨：『青鞥』の誌上にて繰り広げられた貞操・墮胎論争は、身を売ることで生計を立てる女性と、法による保護・祝福のもと、やはり生活基盤を得るために愛のない結婚生活を送る女性とをすどく対比させており、女性のその身体に対する自己決定の有無を問いかけている。明治民法の一夫一婦制、刑法の墮胎罪を通して、その法的背景を忠実に位置づけてみたい。

7月24日（日本語+フランス語）

ミーティング

テーマ：「日本近現代におけるフェミニズムと母性」と「少子化と母性」の問題についての共同研究の計画相談、展望（テーマ、研究会やシンポジウム等のプランニング）